



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 344 平成29年度及び平成30年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成29年度及び平成30年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)..... 1
- 345 平成22年和歌山県告示第999号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部改正 (環境生活総務課)..... 4
- 346 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)..... 5
- 347 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 5
- 348 平成29年度特定計量器定期検査 (商工観光労働総務課)..... 5
- 349 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)..... 8
- 350 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")..... 10
- 351 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課)..... 11
- 352 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)..... 11
- 353 道路の区域変更 (道路保全課)..... 11
- 354 " (")..... 11
- 355 " (")..... 12
- 356 " (")..... 12
- 357 道路の供用開始 (")..... 13
- 358 平成16年和歌山県告示第506号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度）の一部改正 (都市政策課)..... 13

○ 公告

- 入札公告 (管財課)..... 13
- " (")..... 16
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 19

告 示

和歌山県告示第344号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成29年度及び平成30年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成29年度及び平成30年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達業務の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達業務の名称及び数量

- ア 平成29年度及び平成30年度県庁舎（本館）電力調達
予定契約電力 800kW 予定調達電力量 1,704,349kWh

イ 平成29年度及び平成30年度県庁舎（南別館）電力調達
予定契約電力 700kW 予定調達電力量 2,931,634kWh

(2) 契約期間

平成29年7月1日から平成30年6月30日まで（平成29年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成30年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、この告示の日現在において、次の要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者でないこと。
- (8) この競争入札に係る資格審査の申請日（以下「申請日」という。）現在において、2年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては、原則として、入札に参加を希望する業務種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書により確認できる者であること。
- (9) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (10) 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- (11) 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「事業法」という。）第2条の2の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (12) 申請日現在において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成29年2月28日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者で開札までに入札参加資格の要件を満たす見込みである者であること。
- (13) 平成24年度に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の規定による勧告を受けていない者であること。
- (14) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、その手続等については、別に定める競争入札参加資格申請に関する資料のとおりとする。ただし、和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しの提出をもって、次のエからコまでの書類に代えることができる。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

業務状況調書には、次に掲げる書類を添付すること。

(ア) 事業法第2条の2の規定による小売電気事業者の登録を受けている者であることを証する書面の写し

(イ) 申請日現在から過去2年間における電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ウ 誓約書

エ 権限者が営業所長等に委任する場合には、委任状

オ 使用印鑑届

カ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書

キ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書

ク 役員等に関する調書

ケ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 県内に本店の所在する法人にあつては、当該本店が所在する市町村が課する法人市町村民税

(エ) 支店又は営業所の長に県との取引を委任する法人にあつては、当該支店又は営業所の所在する市町村が課する法人市町村民税

(オ) 個人にあつては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

サ 和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及び確認資料

シ 返信用封筒（郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、82円切手を貼付したもの）

(2) (1) のア、イ（添付する書類を除く。）、ウからオまで、ク及びサに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成29年3月17日（金）から同月31日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年3月17日（金）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成29年3月31日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年3月27日（月）から同年4月7日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの

間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）からその書類をダウンロードすることができる。

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を平成29年4月21日（金）までに郵送により送付する。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成29年4月27日（木）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成29年5月10日（水）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から1年間とする。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、2の要件を満たさない者となったときは、その資格を取り消すものとする。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがあるものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

和歌山県告示第345号

平成22年和歌山県告示第999号（特定猟具使用禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項第2号中「県農業大学校」を「県農林大学校」に改める。

和歌山県告示第346号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成29年5月8日まで縦覧に供する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成29年3月6日

2 名称

特定非営利活動法人きのくに広域適応教室さくら

3 代表者の氏名

武石正博

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡有田川町金屋13番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、不登校をはじめ問題を抱える子どもたちと家族に対して、子どもの社会的自立と家庭の安定に関する事業を行い、子どもと家庭の保健・福祉の向上と地域住民が安心・安全に暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250522	あゆみ福祉食堂	田辺市目良36番30	就労継続支援A型	特定なし	特定非営利活動法人歩の会	田辺市下万呂589番地の1	平成29.3.1

和歌山県告示第348号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成29年度特定計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施期日を次のとおり定めたので、告示する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施期日
高野町	高野町役場富貴支所	平成29年4月21日
	高野町民体育館	〃
かつらぎ町	かつらぎ町役場花園支所	平成29年5月10日
	紀北川上農業協同組合志賀グリーン店	〃
	大谷公民館	平成29年5月11日
	かつらぎ体育センター	〃
	紀北川上農業協同組合見好集荷場	平成29年5月12日
	笠田ふるさと交流館	〃
橋本市	学文路地区公民館	平成29年5月16日
	隅田地区公民館	〃
	紀見北地区公民館	平成29年5月17日
	高野口地区公民館	平成29年5月18日
	橋本市民会館	平成29年5月19日
由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈浦支所	平成29年5月25日
	紀州日高漁業協同組合大引支所	〃
	由良町役場	平成29年5月26日
九度山町	九度山町役場	平成29年6月7日
日高町	比井小学校	平成29年6月8日
	紀州農業協同組合選果・集荷場	〃
美浜町	美浜町役場	平成29年6月9日
御坊市	紀州農業協同組合がいなポート	平成29年6月21日
	塩屋公民館	〃
	紀州農業協同組合野口事業所	〃
	藤田会館	平成29年6月22日
	財部会館	〃
	御坊市役所	平成29年6月23日
印南町	紀州農業協同組合稲原出張所	平成29年6月29日
	紀州農業協同組合真妻事業所	〃
	紀州農業協同組合切目川出張所	〃
	紀州農業協同組合切目集荷場	平成29年6月30日
	印南町公民館	〃

日高川町	紀州農業協同組合寒川事業所	平成29年7月12日
	日高川町役場美山支所	〃
	旧早蘇営業所	平成29年7月13日
	日高川交流センター	〃
	紀州農業協同組合入野倉庫	〃
	山野小学校	平成29年7月14日
	紀州農業協同組合農産物加工施設	〃
	紀州農業協同組合川辺支店	〃
みなべ町	清川公民館	平成29年7月26日
	高城公民館	〃
	南部公民館岩代分館	平成29年7月27日
	みなべ町中央公民館	〃
	みなべ町役場	平成29年7月28日
上富田町	紀南農業協同組合営農センター	平成29年9月7日
	〃	平成29年9月8日
すさみ町	江住公民館	平成29年9月15日
	すさみ町総合センター	〃
白浜町	旧白浜漁協椿支所	平成29年9月20日
	白浜町役場安居出張所	〃
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	日置川拠点公民館	平成29年9月21日
	白浜町役場富田事務所	〃
	白浜中央公民館	平成29年9月22日
田辺市	白寿荘	平成29年10月18日
	湯ノ又集会所	〃
	龍神行政局	〃
	大塔総合文化会館	平成29年10月19日
	紀南農業協同組合三川店	〃
	紀南農業協同組合富里店	〃
	近野林業会館	平成29年10月20日
	中辺路行政局	〃
	上芳養農村環境改善センター	平成29年11月8日

中芳養公民館	〃
紀南農業協同組合稲成店	〃
秋津川公民館	平成29年11月9日
上秋津農村環境改善センター	〃
秋津町田尻区会館	〃
東原多目的集会所	平成29年11月10日
三栖コミュニティセンター	〃
万呂コミュニティセンター	〃
新庄公民館	平成29年11月20日
田辺市教育研究所	〃
〃	平成29年11月21日
〃	平成29年11月22日

3 所在場所検査

2の規定にかかわらず、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、平成29年4月21日から平成30年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第349号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (2) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (3) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (5) 腐そ病の発生予防のため
- (6) 牛流行熱の発生予察のため
- (7) イバラキ病の発生予察のため
- (8) アカバネ病の発生予察のため
- (9) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (10) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

- (5) 腐そ病検査 県内全域
- (6) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (8) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体(同条第2項ただし書に該当する場合を除く。)及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏(9週齢以上の種鶏について、鶏舎又はロット当たり感染率5%以上の場合に信頼度95%で抗体検出が可能な羽数、最大59羽)
- (5) 腐そ病検査 蜜蜂
- (6) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (7) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (8) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 腐そ病検査 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- (6) 牛流行熱検査 原則として平成29年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (7) イバラキ病検査 原則として平成29年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (8) アカバネ病検査 原則として平成29年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) アイノウイルス感染症検査 原則として平成29年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) チュウザン病検査 原則として平成29年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法
- (2) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査(エライザ検査)その他必要な検査
- (3) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査(エライザ検査)その他必要な検査
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応(平板急速凝集反応)
- (5) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (6) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (7) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (8) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第350号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) 豚丹毒の発生予防のため
- (7) 流行性脳炎の発生予防のため
- (8) 炭その発生予防のため

2 実施する区域

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) アカバネ病予防注射 県内全域
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域
- (6) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (7) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- (8) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) アカバネ病予防注射 牛
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) 豚丹毒予防注射 豚
- (7) 流行性脳炎予防注射 豚（繁殖豚に限る。）
- (8) 炭そ予防注射 牛

4 実施の期日

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5 注射の方法

- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。
- (4) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。
- (6) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (7) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。

ア 経産豚 1回

イ 未經産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

(8) 炭そ予防注射 炭そ予防液（無^{きょう}炭膜弱毒株）を皮下注射する。

和歌山県告示第351号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年3月7日に認可した。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第128号	橋本市学文路字畑山1190-1

和歌山県告示第352号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字東大谷字有ノ木浴705の3
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町宮井字下居地49番1地先から同市熊野川町宮井字ウワ嶋658番3地先まで	旧	6.45 } 19.20	210.30	宮井橋 L=200.50 一般国道311号との重用延長192.25メートルを含む。

和歌山県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 311号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町宮井字下居地49番1地先から同市熊野川町宮井字ウワ嶋658番3地先まで	旧	6.45 } 8.40	192.25	宮井橋 L=200.50 一般国道169号との重用延長192.25メートルを含む。

和歌山県告示第355号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字椎出字長鳥48番1地先から同町大字椎出字長鳥53番4地先まで	旧	9.05 } 25.78	132.50	
同上	新	9.05 } 37.92	110.90	

和歌山県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市七番丁29番1地先から同市七番丁23番1地先まで	旧	20.12 } 25.57	297.01	
同上	新	21.02 } 27.42	297.01	

和歌山県告示第357号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山停車場線

供用開始の区間 和歌山市七番丁29番1地先から同市七番丁23番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月17日

和歌山県告示第358号

平成16年和歌山県告示第506号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「大字市場、大字元、大字段、大字段新田、大字神田及び大字最上字坊田」を「市場、元、段、段新田、神田、最上の一部及び調月」に改める。

公 告

入 札 公 告

平成29年度及び平成30年度県庁舎（本館）電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

平成29年度及び平成30年度県庁舎（本館）電力調達

予定契約電力 800kW 予定調達電力量 1,704,349kWh

(2) 調達業務の仕様等

仕様書による。

(3) 調達場所

和歌山県庁舎（本館、北別館及び東別館）

和歌山市小松原通一丁目1番地

(4) 契約期間

平成29年7月1日から平成30年6月30日まで（平成29年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成30年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成29年和歌山県告示第344号に規定する平成29年度及び平成30年度県庁舎（本館）電力調達並びに平

成29年度及び平成30年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成29年3月17日（金）から同月31日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）からその書類をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成29年3月17日（金）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成29年3月31日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

平成29年5月12日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成29年5月11日（木）午後3時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

(1) 入札は、所定の入札書に必要事項を記入して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りでない。
- (4) 入札の際には、競争入札参加資格審査結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- (4) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められている者は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により入札保証金は免除とする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 入札の延期等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員（以下「職員」という。）を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落

札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 1,704,349kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Honkan)

(2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 12 May 2017 : (Deadline for bids submitted by mail 3:00 p.m. 11 May 2017)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

入札公告

平成29年度及び平成30年度県庁舎（南別館）電力調達（長期継続契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

平成29年度及び平成30年度県庁舎（南別館）電力調達

予定契約電力 700kW 予定調達電力量 2,931,634kWh

(2) 調達業務の仕様等

仕様書による。

(3) 調達場所

和歌山県庁舎（南別館）

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

(4) 契約期間

平成29年7月1日から平成30年6月30日まで（平成29年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年を満了する日まで）の1年間とする。ただし、本契約は自治法令第167条の17に規定する長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても平成30年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成29年和歌山県告示第344号に規定する平成29年度及び平成30年度県庁舎（本館）電力調達並びに平成29年度及び平成30年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 期間

平成29年3月17日（金）から同月31日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）からその書類をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、平成29年3月17日（金）から同月24日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、平成29年3月31日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

平成29年5月12日（金）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成29年5月11日（木）午後3時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札の方法に関する事項

- (1) 入札は、所定の入札書に必要事項を記入して行うこと。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りでない。
- (4) 入札の際には、競争入札参加資格審査結果通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおりとする。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。
- (4) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められている者は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により入札保証金は免除とする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていなかった者のした入札は、無効とする。

10 入札の延期等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認められたときは、入札を延期し、又はこれを中止することがある。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員（以下「職員」という。）を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものと

する。

- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Electricity about 2,931,634kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings
(Minami-bekkan)

- (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 12 May 2017 (Deadline for bids submitted by mail 3:00 p.m. 11 May 2017)

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural
Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

都市計画の図書の写しの縦覧公告

橋本市から都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年3月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

橋本都市計画土地区画整理事業（中心市街地土地区画整理事業）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課